

# 未成年者に関する保護指針

本指針は、一般社団法人日本スラックライン連盟（以下「当連盟」という。）が主催または関与する全ての活動において、未成年者（20歳未満）の安全、健康、人格的尊厳を守り、健全な成長と発達を支援することを目的とする。

## （適用範囲）

本指針は、当連盟の役員、職員、指導者、関係者、ボランティア、加盟団体及びその他当連盟に関わる全ての者に適用する。

## （基本原則）

- 未成年者の権利と人権を最優先に尊重し、その意思を尊重する。
- いかなる状況においても、暴力、ハラスメント、虐待、差別等を行わない。
- 未成年者の安全確保を最優先に考慮し、危険の予見および予防措置を講じる。

## （安全管理および健康管理）

- 競技会、練習、イベント等において、年齢や発育段階に応じた適切な指導、休養、栄養指導等を行う。
- 医療機関との連携体制を整備し、緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制を確立する。

## （ハラスメント、セクハラおよび盗撮等の禁止）

- 未成年者に対するいかなる形態のハラスメントも禁止する。これには、パワーハラスメント、セクシユアルハラスメント（性的言動や身体接触、性的冗談、性的評価、不要な身体接触などを含む）を含む。
- 未成年者の身体を不当に撮影、録音、録画する行為（盗撮等）や、本人・保護者の同意のない画像・映像の使用、公表、第三者提供を禁止する。
- 性的プライバシー侵害や、性的羞恥心を害する一切の行為を禁止する。

## （保護者・関係者との連携）

- 未成年者に関する活動計画、内容、方針については、保護者等に十分な説明を行い、理解と同意を得る。
- 保護者等との定期的なコミュニケーションを通じ、活動内容や未成年者の状況を共有する。

## (個人情報保護)

- 未成年者に関する個人情報は厳重に管理し、第三者に漏えいすることを防止する。
- 画像、映像、氏名等の公表にあたっては、未成年者および保護者の同意を必ず得る。

## (教育・研修)

- 当連盟に関わる全ての者に対して、未成年者保護に関する教育および研修を定期的に実施する。
- 研修の内容には、ハラスメント防止、セクハラおよび盗撮等の禁止、応急処置、心理的ケア、危機管理等を含む。

## (相談および通報体制)

- 未成年者または保護者等が相談や通報を行える窓口を設置し、相談者が不利益を被らないよう保護する。
- 通報があった場合は、速やかに事実確認および必要な対応を行い、必要に応じて適切な外部機関（児童相談所、警察等）と連携する。

## (改定)

本指針は、社会情勢、法令、スポーツ界の動向等に応じて、理事会の決議により改定することができる。

改定：2025年6月